株　主　各　位

（証券コード 5444）
平成30年６月13日

兵庫県姫路市大津区吉美380番地
大和工業株式會社
取締役社長　小　林　幹　生

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成30年６月27日（水）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成30年６月28日（木曜日）　午前10時

２．場　　所　兵庫県姫路市大津区吉美380番地　当社やまとホール

３．目的事項

報告事項　１．第99期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第99期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役４名選任の件

4．議決権の行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年６月27日（水）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2)インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合は、３～４頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成30年６月27日（水）午後５時までに行使してください。

(3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5．インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記ＵＲＬ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト

(http://www.yamatokogyo.co.jp/yamato/yamato1/investors/shm.html)

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（上記ＵＲＬ）において掲載することによりお知らせいたします。

当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話（スマートフォンを含む。以下同じ。）を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕　https://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）議決権の行使期限は、平成30年６月27日（水）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

5．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。

【添付書類】

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の事業の現況

（１）事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、米国や欧州の景気が着実に回復し、中国をはじめとする新興国等においても引き続き成長が見られるなど、全体として底堅く推移しました。

日本経済におきましても、個人消費の持ち直しや、好調な企業業績、設備投資の増加もあり、景気は緩やかに回復しました。

このような状況のなか、当社グループの経営環境は、中国からの鉄鋼製品・半製品輸出の勢いが軟化基調を辿るなか、主原料であるスクラップ価格が継続的に上昇するも、鋼材需要が大きくは伸びず製品価格改定が思うように進まない状況で推移しました。また、製鋼副資材である、電極・耐火物・合金鉄等の市況が上昇し始めており、2018年以降、製鋼コストの上昇が更に進む見通しです。

国内鉄鋼事業におきましては、年度の後半からようやく鋼材需要の回復が実感できるようになりましたが、スクラップ価格等の上昇ペースに製品価格改定が追いついておらず、前期比で減益となっております。また、造船所向けの船尾骨材等につきましては、造船所が過去に低船価で受注した船の建造を進めており、当社の製品は数量・価格とも厳しい状況が続いております。

連結子会社を有する韓国、タイ国、また持分法適用関連会社を有する米国、バーレーン王国、サウジアラビア王国におきましては、いずれも昨年１月～12月の業績が当連結会計年度に反映されます。

韓国鉄鋼事業では、2015年６月頃から始まったアパート建設増加に伴う鉄筋需要が引き続き堅調であり、前期比では増収増益となりました。一方、韓国の家計負債の増加から政府による借入残高の上限設定などの不動産取引規制等が実施されており、今後の鉄筋需要の先行きは不確かとなっております。

タイ国鉄鋼事業では、民間の建設需要は力強さを欠いており、景気刺激策として公共投資向けの需要が引き続き出てきておりますが、販売価格面では厳しく、またコスト面でもスクラップ高の影響も受けており、前期比で利益は大幅に減少しております。なお、タイ国では中国に対するアンチダンピング規制が2017年10月に終了しており、今後、中国からの輸入品の影響を受ける恐れがあります。

米国の持分法適用関連会社につきましては、2017年を通じて需要の盛り上がりには欠け、安値の輸入品の影響を受けてはいるものの一定の収益を確保しております。

バーレーン王国の持分法適用関連会社スルブカンパニーBSC(c)では、原油価格の持ち直し後も形鋼需要の本格的な回復には至っておりません。一方、2017年末頃より鉄鋼製品・半製品価格は上昇気配となっているものの、今後どこまで継続するか不透明な状況です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は176,073百万円（前期比23.9％増）となりました。利益につきましては、営業利益は8,340百万円（前期比22.3％減）、経常利益は17,828百万円（前期比17.2％減）となりました。また、特別利益として退職給付信託返還益351百万円を計上したことや、第２四半期に米国子会社で法人税等還付税額528百万円（税金費用のマイナス）を計上したこと、米国において2017年末に税制改正法が成立し、米国子会社での法人税や法人税等調整額について税制改正の影響を織り込んだ結果、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては12,238百万円（前期比8.1％増）となりました。

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

・鉄鋼事業(日本)

年度の後半からようやく鋼材需要の回復が実感できるようになりましたが、スクラップ価格等の上昇ペースに製品価格改定が追いついておらず、前期比で減益となっております。また、造船所向けの船尾骨材等につきましては、造船所が過去に低船価で受注した船の建造を進めており、当社の製品は数量・価格とも厳しい状況が続いております。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ7,087百万円増の47,702百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ1,085百万円減の3,409百万円となりました。

・鉄鋼事業(韓国)

2015年６月頃から始まったアパート建設増加に伴う鉄筋需要が引き続き堅調であり、前期比では増収増益となりました。一方、韓国の家計負債の増加から政府による借入残高の上限設定などの不動産取引規制等が実施されており、今後の鉄筋需要の先行きは不確かとなっております。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ16,344百万円増の58,389百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ1,588百万円増の2,728百万円となりました。

・鉄鋼事業(タイ国)

民間の建設需要は力強さを欠いており、景気刺激策として公共投資向けの需要が引き続き出てきておりますが、販売価格面では厳しく、またコスト面でもスクラップ高の影響も受けており、前期比で利益は大幅に減少しております。なお、タイ国では中国に対するアンチダンピング規制が2017年10月に終了しており、今後、中国からの輸入品の影響を受ける恐れがあります。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ12,810百万円増の65,964百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ1,899百万円減の3,963百万円となりました。

・軌道用品事業

当事業の売上高は、前期と比べ2,322百万円減の3,717百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ946百万円減の20百万円となりました。

・その他

その他の売上高は、前期と比べ16百万円増の300百万円、セグメント利益（営業利益）は10百万円（前期はセグメント損失（営業損失）１百万円）となりました。

（２）対処すべき課題

中国につきましては、統計外であった地条鋼の整理や過剰設備廃棄の進展が報じられておりますが、統計に表れる中国国内の鉄鋼生産量は高水準を維持しており、2017年の生産量は前年を上回っております。中国国内の需要が好調なため、安価な鉄鋼製品・半製品の輸出は現在減少傾向にあるものの中国国内需要が減退した際には再び輸出量を増加させる可能性は否定できず、グローバルに事業を展開する当社グループにとって今後とも中国の動向はリスク要因であり続けると判断しております。

なお、米国では米通商拡大法232条が発動され、2018年３月23日以後、鉄鋼・アルミ製品への輸入関税が課されることとなりました。これは傾向としては当社の米国事業にとって好影響を及ぼすものと考えられますが、合計では形鋼輸入の過半を占めるＥＵ・ＮＡＦＴＡ加盟国、韓国等の適用除外や、数量規制などの代替措置において未確定な箇所もあり、また従来、米国に輸出されていた製品が他の地域に行き先を変えるのではないかという観測もあるため、当社業績に与える影響については、引き続き注視する必要があります。

また、中東事業につきましては、油価回復により、湾岸諸国でのプロジェクト案件が動き出すとの期待はありますが、未だ形鋼需要は力強さを欠いております。加えて、カタール問題、イランへの核合意をめぐる経済制裁やシリア問題等々、政情不安定な状況が続いており、当社中東事業を取り巻く環境は引き続き楽観を許さない状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは成長の源泉である海外事業を更に安定・発展・拡大させていく所存です。そのためにも、モノづくり企業として技術、経営のベースである国内事業の基盤強化を推し進め、コスト競争力の強化、品質の安定と向上、デリバリーを含む顧客サービスの向上に不断の努力を続けてまいります。また、人材教育・育成にもより一層力を入れ、海外事業への展開、発信に努めてまいります。

当社グループは、社会的公正性の実現や環境への配慮を経営のなかに組み込んでいくことが、企業における最も基本的なＣＳＲ活動であると認識しており、「モノづくり」を経営基軸とし、安全で品質のよい製品の提供により、世界的規模で社会に貢献し、また環境に優しい循環型企業として、環境保全への配慮に重点を置いた事業活動を行ってまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（3）売上高

セグメント別の売上高

区　分	売上高（百万円）	構成比（%）	前期比（%）
鉄鋼事業（日本）	47,702	27.1	17.5
鉄鋼事業（韓国）	58,389	33.1	38.9
鉄鋼事業（タイ国）	65,964	37.5	24.1
軌道用品事業	3,717	2.1	△38.5
その他	300	0.2	5.7
合　計	176,073	100.0	23.9

（4）設備投資の状況

当期は、鉄鋼事業の製鋼・圧延設備の維持更新投資を中心に総額8,991百万円の設備投資を行いました。

（5）資金調達の状況

当期中においては、増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

（6）財産および損益の状況の推移

区　分	第96期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	第97期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）	第98期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）	第99期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
売上高	187,451百万円	150,978百万円	142,136百万円	176,073百万円
経常利益	22,663百万円	23,585百万円	21,519百万円	17,828百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	13,377百万円	12,994百万円	11,319百万円	12,238百万円
1株当たり当期純利益	196円40銭	193円63銭	169円24銭	182円97銭
総資産	351,952百万円	347,051百万円	348,951百万円	367,321百万円
純資産	304,622百万円	308,068百万円	309,198百万円	320,073百万円

（注）1　1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。
2　第97期については、一部の持分法適用関連会社において会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

2．企業集団の現況（平成30年３月31日現在）

（1）主要な事業セグメント

区　　分	主　要　製　品　名
鉄鋼事業（日本）	H形鋼、溝形鋼、Ｉ形鋼、鋼矢板、縞H形鋼、造船用形鋼、エレベータガイドレール、鋳鋼品、船舶製缶、重機械加工
鉄鋼事業（韓国）	棒鋼
鉄鋼事業（タイ国）	H形鋼、溝形鋼、Ｉ形鋼、鋼矢板
軌道用品事業	分岐器類、伸縮継目、ＮＥＷクロッシング、接着絶縁レール、脱線防止ガード、タイプレート類、ボルト類

（2）主要な営業所および工場

（当社）

名　　称	本社所在地	営業所および工場
大和工業株式会社	兵庫県姫路市	―――

（連結子会社および持分法適用関連会社）

名　　称	本社所在地	営業所および工場
ヤマトスチール株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区）
大和軌道製造株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区） 九州営業所（福岡市博多区）
大和商事株式会社	兵庫県姫路市	―――
ワイケー・スチール　コーポレーション	韓　国	―――
ヤマトコウギョウ　アメリカ・インク	米　国	―――
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）　コーポレーション	米　国	―――
ヤマトホールディング　コーポレーション	米　国	―――
サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド	タイ国	―――
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	米　国	―――

アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	米　国	―――
スルブカンパニーＢＳＣ（ｃ）	バーレーン王国	―――
ユナイテッド・スチールカンパニー（“スルブ”）Bahrain Venture Co.W.L.L.	バーレーン王国	―――
ユナイテッド・スルブカンパニー（“サウジスルブ”）LLC	サウジアラビア王国	―――

（3）主要な借入先

該当事項はありません。

なお、当社は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため、金融機関３社と特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン契約）を締結しております。

（4）重要な子会社および関連会社の状況

（子会社）

名　　称	資本金または出資金	当社の議決権比率(間接所有を含む)	主　要　な　事　業　内　容
ヤマトホールディングコーポレーション	46千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資（25.00%）
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレーション	14千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資（24.00%） 合弁会社アーカンソー・スチール・アソシエイツＬＬＣへの投資（50.00%） ワイケー・スチールコーポレーションへの投資（75.00%）
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	13千米ドル	100.00%	ヤマトホールディングコーポレーションおよびヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレーションの統括
ヤマトスチール株式会社	450百万円	100.00%	鉄鋼製品ならびに重工加工品の製造および販売に関する事業
大和軌道製造株式会社	310百万円	100.00%	軌道用品の製造および販売に関する事業
ワイケー・スチールコーポレーション	5,937百万ウォン	100.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド	3,000百万バーツ	64.18%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
大和商事株式会社	38百万円	64.94%	運送ならびに医療廃棄物処理および不動産賃貸に関する事業

（注）「主要な事業内容」の（　）内の数値は、それぞれ当該会社への出資比率を表示しております。

（関連会社）

名　　称	資本金または出資金	当社の議決権比率（間接所有を含む）	主 要 な 事 業 内 容
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	185百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	26百万米ドル	50.00%	鉄鋼製品ならびに軌道用品の製造および販売に関する事業
スルブカンパニーBSC（c）	705百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ユナイテッド・スチールカンパニー（“スルブ”）Bahrain Venture Co.W.L.L.	75百万米ドル	49.00%	合弁会社ユナイテッド・スルブカンパニー（“サウジスルブ”）LLCへの投資
ユナイテッド・スルブカンパニー（“サウジスルブ”）LLC	206百万サウジアラビアリアル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業

（5）従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減
1,731名	61名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
36名	―	39.4歳	10.7年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・出向社員数は除いております。

3．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　171,257,770株

（2）発行済株式の総数　67,670,000株（内、自己株式5,020株）

（3）株主数　2,750名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
井上浩行	7,555千株	11.17%
井上不動産有限会社	5,592千株	8.27%
三井物産株式会社	4,573千株	6.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	2,908千株	4.30%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,837千株	4.19%
住友商事株式会社	2,461千株	3.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,386千株	3.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,153千株	3.18%
井上喜美子	1,739千株	2.57%
株式会社みずほ銀行	1,675千株	2.48%

（注）持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

4．会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況（平成30年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
井上浩行	取締役会長	井上不動産有限会社　代表取締役社長
小林幹生	取締役社長（代表取締役）	
梶原一美	専務取締役（代表取締役）	
吉田隆文	常務取締役　経営企画担当	
塚本一弘	常務取締役　事業開発担当	
河田繁夫	取締役相談役	
中矢憲護	取締役　総務部長兼内部監査担当	
小畑克正	取締役　技術統括担当	ヤマトスチール株式会社　代表取締役社長
丸山元祥	取締役	大和軌道製造株式会社　代表取締役社長
ﾀﾞﾑﾘ・ﾀﾝｼｪｳﾞｧｳﾞｫﾝ	取締役	
安福武之助	取締役	株式会社神戸酒心館　代表取締役社長
赤松清茂	取締役	
福原久和	常勤監査役	
米澤和己	常勤監査役	
澤田　恒	監査役	弁護士　神姫バス株式会社　社外監査役

（注）１．取締役赤松清茂氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役米澤和己および監査役澤田恒の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役赤松清茂、監査役米澤和己および澤田恒の３氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４．平成29年６月29日開催の第98回定時株主総会において、塚本一弘および丸山元祥の両氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
５．平成29年６月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、鳥谷良則および森川善男の両氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
６．監査役福原久和氏は、当社の経営企画部に長年在籍し、決算ならびに財務諸表等の作成を統括していたことから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
７．監査役米澤和己氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は安福武之助氏、赤松清茂氏、福原久和氏、米澤和己氏および澤田恒氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

（3）会社役員に対する報酬等

（単位：千円）

区　　分	取　締　役		監　査　役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬等	13	376,805	3	69,947	16	446,752

（注）1．支給額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した8,893千円（取締役８名に対し、6,281千円、監査役３名に対し2,611千円）を含めて記載しております。
2．当社は、平成29年６月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。上記報酬額に含まれる役員退職慰労引当金の増加額は、役員退職慰労金制度廃止前に計上したものであります。

（4）社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先の関係

監査役澤田恒氏は、神姫バス株式会社の社外監査役を兼任しております。なお当社と神姫バス株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席の状況（出席回数）	主な活動状況
社外取締役	赤 松 清 茂	取締役会 9 回	企業経営経験者としての豊富な見地に基づき、適宜発言を行いました。
社外監査役	米 澤 和 己	取締役会 9 回 監査役会 14 回	金融関係業務全般についての知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。
	澤 田　　恒	取締役会 9 回 監査役会 14 回	弁護士として企業法務に通じており、その豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。

（注）当事業年度における取締役会の開催回数は９回、監査役会の開催回数は14回であります。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

	支給人員	支　給　額
社外役員の報酬等の総額	3	54,506千円

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	38,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	378千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,378千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

当社子会社が、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続きであります。

（4）子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、ＰｗＣあらた有限責任監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

（5）会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（6）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

① 業務執行が適正に行われるようコンプライアンス等内部管理体制の整備充実を行う。

② 監査役からは業務報告、監査計画、監査状況について定期的な報告を受け、取締役の職務執行の適正確保に努め、同時に取締役会の充実によって取締役間相互の意思疎通の強化を図る。

③ 市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な圧力・要求に対しては、断固拒絶する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書および記録の管理規定」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、「文書および記録の管理規定」に定める保管期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理体制の基礎として、「経営危機管理規定」を定め、当社の業務執行に係るリスクとして、「経営危機管理規定」に定めるリスクを認識し、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

② 不測の事態が発生した場合には、総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規定」、「業務分掌規定」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

（5）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を定める。担当役員をトップとする内部監査室を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。

② 内部監査室は、内部統制委員による内部監査（定例・臨時）の結果報告を受け、必要に応じて当社およびグループ会社の各担当部署に対して、関係規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

③ 内部監査担当役員は、当社およびグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告するものとする。

④　法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として「公益通報者保護規定」および「大和工業グループ社員行動基準」に基づきその運用を行うこととする。
⑤　監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べることができるものとする。
⑥　財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めるものとする。

（6）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用される行動指針「大和工業グループ社員行動基準」を基礎として、グループ各社での諸規定を定めるものとする。

経営管理については、企業集団における経営の適正かつ効率的な運営を図るため、グループ各社経営管理基本方針を定め、「グループ会社管理規定」に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

②　内部統制委員による、子会社に対する経営管理に係る監査の実施により、法令違反または、コンプライアンス上問題があると判断された場合には、内部統制委員は、内部監査室に報告し、内部監査担当役員は直ちに監査役に報告を行うとともに、子会社に対して意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
③　リスク管理体制の基礎として「経営危機管理規定」を定め、グループ会社と連携を図り、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
②　監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

（8）当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

①　当社およびグループ各社の取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定めることとし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

② 社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスの問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
③ 監査役への報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
④ 監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

（1）取締役の職務の執行について

取締役会規則およびその他社内規定に基づき、当事業年度において取締役会を９回、経営会議を６回開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

（2）コンプライアンス体制について

取締役および使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、さらに、通報者保護を社内規定に明記して運用しております。

（3）リスク管理について

「経営危機管理規定」等のリスクに関する規定に基づき、的確な管理運営を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、災害等を想定した訓練も定期的に行っております。

（4）グループ会社の経営管理について

グループ会社の経営管理につきましては、当社の役員または社員にグループ各社の取締役または監査役を兼務させ、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、「グループ会社管理規定」に基づき、グループ会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

（5）監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに取締役会等へ出席し、また、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室との連携を図ることで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

（注）本事業報告に記載しております金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**190,775**	**流動負債**	**29,431**
現金及び預金	117,112	支払手形及び買掛金	17,575
受取手形及び売掛金	32,678	未払金	6,756
商品及び製品	15,212	未払法人税等	596
仕掛品	379	賞与引当金	488
原材料及び貯蔵品	22,202	その他	4,014
その他	3,209	**固定負債**	**17,816**
貸倒引当金	△19	繰延税金負債	11,375
固定資産	**176,545**	役員退職慰労引当金	25
有形固定資産	**66,022**	退職給付に係る負債	3,055
建物及び構築物	13,516	その他	3,360
機械装置及び運搬具	29,438		
工具、器具及び備品	308		
土地	18,280	**負債合計**	**47,248**
建設仮勘定	4,455	**（純資産の部）**	
その他	21	**株主資本**	**276,512**
無形固定資産	**905**	資本金	7,996
のれん	539	利益剰余金	268,824
その他	365	自己株式	△308
投資その他の資産	**109,618**	**その他の包括利益累計額**	**21,528**
投資有価証券	42,730	その他有価証券評価差額金	4,807
出資金	47,274	為替換算調整勘定	16,799
関係会社長期貸付金	16,931	退職給付に係る調整累計額	△77
退職給付に係る資産	1,096	**非支配株主持分**	**22,031**
その他	1,827		
貸倒引当金	△243	**純資産合計**	**320,073**
資産合計	**367,321**	**負債純資産合計**	**367,321**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		176,073
売上原価		153,616
売上総利益		**22,457**
販売費及び一般管理費		14,116
営業利益		**8,340**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,353	
持分法による投資利益	7,041	
デリバティブ評価益	131	
その他	614	10,140
営業外費用		
為替差損	574	
デリバティブ評価損	10	
その他	68	653
経常利益		**17,828**
特別利益		
固定資産売却益	29	
退職給付信託返還益	351	381
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	111	
その他	13	125
税金等調整前当期純利益		**18,084**
法人税、住民税及び事業税	7,269	
法人税等還付税額	△528	
法人税等調整額	△2,151	4,590
当期純利益		**13,493**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,255
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,238**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日残高	7,996	259,909	△307	267,598
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△3,323		△3,323
親会社株主に帰属する当期純利益		12,238		12,238
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	―	8,915	△0	8,914
平成30年３月31日残高	7,996	268,824	△308	276,512

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年４月１日残高	4,019	17,501	21	21,542	20,056	309,198
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,323
親会社株主に帰属する当期純利益						12,238
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	787	△702	△98	△14	1,974	1,960
連結会計年度中の変動額合計	787	△702	△98	△14	1,974	10,875
平成30年３月31日残高	4,807	16,799	△77	21,528	22,031	320,073

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,547**	**流動負債**	**13,891**
現金及び預金	518	関係会社短期借入金	13,410
売掛金	616	未払金	145
未収入金	333	未払費用	91
繰延税金資産	37	未払法人税等	167
その他	41	賞与引当金	41
貸倒引当金	△0	その他	35
固定資産	**100,733**	**固定負債**	**2,566**
有形固定資産	**1,728**	長期未払金	1,068
建物	466	繰延税金負債	1,253
構築物	34	退職給付引当金	231
機械及び装置	15	その他	13
車両及び運搬具	14	**負債合計**	**16,458**
工具、器具及び備品	14	**（純資産の部）**	
土地	1,171	**株主資本**	**81,212**
その他	11	資本金	7,996
無形固定資産	**14**	利益剰余金	73,229
投資その他の資産	**98,990**	利益準備金	1,999
投資有価証券	9,459	その他利益剰余金	71,230
関係会社株式	71,400	別途積立金	26,090
関係会社長期貸付金	16,704	繰越利益剰余金	45,140
その他	1,500	自己株式	△14
貸倒引当金	△75	**評価・換算差額等**	**4,610**
		その他有価証券評価差額金	4,610
		純資産合計	**85,822**
資産合計	**102,280**	**負債純資産合計**	**102,280**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営　業　収　益		12,188
営　業　費　用		
販売費及び一般管理費		1,750
営　業　利　益		**10,437**
営　業　外　収　益		
受取利息及び受取配当金	788	
そ　の　他	25	813
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	32	
為　替　差　損	851	
そ　の　他	0	883
経　常　利　益		**10,367**
特　別　利　益		
退職給付信託返還益	110	110
税引前当期純利益		**10,478**
法人税、住民税及び事業税	418	
法　人　税　等　調　整　額	△173	244
当　期　純　利　益		**10,233**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
平成29年４月１日残高	7,996	1,999	26,090	38,290	66,379
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△3,383	△3,383
当期純利益				10,233	10,233
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	―	―	―	6,850	6,850
平成30年３月31日残高	7,996	1,999	26,090	45,140	73,229

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年４月１日残高	△13	74,362	3,862	3,862	78,225
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△3,383			△3,383
当期純利益		10,233			10,233
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			747	747	747
事業年度中の変動額合計	△0	6,849	747	747	7,596
平成30年３月31日残高	△14	81,212	4,610	4,610	85,822

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 15 日

大和工業株式会社
取締役会　御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川浩司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本憲吾　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大和工業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 15 日

大和工業株式会社
取締役会　御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川浩司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山本憲吾　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大和工業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　　査　　報　　告　　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＰｗＣあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平 成 30 年 5 月 18 日

大和工業株式会社　監査役会

常勤監査役　福 原 久 和 ㊞

常勤監査役（社外監査役）　米 澤 和 己 ㊞

監 査 役（社外監査役）　澤 田 恒 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、国内外の企業グループの連結経営成績、財務状況および内部留保に基づく今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
　　金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金25円　　総額1,691,624,500円
　　（年間配当金は、１株につき中間配当25円を含め、合計50円となります。）

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年６月29日

第２号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役小林幹生、梶原一美、吉田隆文、河田繁夫、赤松清茂の５氏は任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こばやし　みきお 小林幹生 （昭和32年２月５日生） 【再　任】	平成20年４月　三井物産㈱米州本部　鉄鋼製品ディビジョナルオペレーティングオフィサー 平成21年10月　三井物産㈱鉄鋼海外事業部長 平成24年４月　当社事業開発部長 平成24年６月　当社常務取締役事業開発担当 平成29年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	1,100株
	【取締役候補者とした理由】 小林幹生氏は、平成29年６月に当社代表取締役社長に就任し、これまでの国内外での豊富な経験と知識を生かし、経営の中枢においてリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行っております。当社がグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>かじはら　かずみ
梶　原　一　美
（昭和25年３月11日生）

【再　任】</td><td>昭和47年４月　当社入社
平成11年７月　当社経理部長
平成13年９月　当社経理部長兼システム管理部長
平成14年３月　ヤマトコウギョウアメリカ・インク取締役社長
平成14年６月　当社取締役経理部長兼システム管理部長
平成15年10月　当社取締役経営企画部長兼システム管理部長
平成16年６月　当社常務取締役経営企画・海外事業・システム管理担当
平成17年11月　当社常務取締役経営企画・システム管理担当
平成20年６月　当社代表取締役専務取締役
現在に至る</td><td>9,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
梶原一美氏は、平成20年６月から当社代表取締役専務取締役を務めており、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行っております。当社がグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	よしだ　たかふみ 吉田　隆文 （昭和30年３月25日生） 【再　任】	平成９年12月　㈱日本興業銀行ソウル駐在員事務所首席駐在員 平成14年４月　㈱みずほコーポレート銀行金融法人第二部次長 平成16年３月　当社総務部参与 ワイケー・スチールコーポレーション専務理事経営支援本部長 平成18年４月　当社事業開発部長 平成18年６月　当社取締役事業開発部長 平成19年６月　当社取締役経営企画部長 平成20年６月　当社常務取締役経営企画・内部統制担当 平成27年12月　当社常務取締役経営企画担当 現在に至る	4,900株
	【取締役候補者とした理由】 吉田隆文氏は、経営企画および財務に関する豊富な経験と知識を有しており、最高財務責任者ならびに経営企画担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行っております。当社がグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	あかまつ　きよしげ 赤松清茂 （昭和23年８月26日生） 【再　任】 【社　外】	平成16年６月　朝日工業㈱取締役副社長 平成17年４月　朝日工業㈱代表取締役副社長 平成18年１月　朝日工業㈱代表取締役社長 平成27年６月　朝日工業㈱相談役 平成28年６月　当社社外取締役 現在に至る	600株
	【社外取締役候補者とした理由】 赤松清茂氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．赤松清茂氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、33～34ページに記載しております。

３．赤松清茂氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。

４．当社と赤松清茂氏は、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

（ご参考）

【当社の社外役員独立性基準】

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注１）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）またはその業務執行者
③ 当社グループの主要な取引先（注３）またはその業務執行者
④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注５）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注６）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑧ 当社グループの主要株主（注７）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑪ 過去３年間において上記②から⑩に該当していた者
⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注８）に限る）の近親者等（注９）
⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注）1．業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む

2．当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の２％を超える者

3．当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の２％を超える者

4．多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間１千万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の２％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）

5．一定額を超える寄附または助成とは、過去３事業年度の平均で年間１千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう

6．主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の２％を超える金融機関または債権者をいう

7．主要株主とは、議決権保有割合10％以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう

8．重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

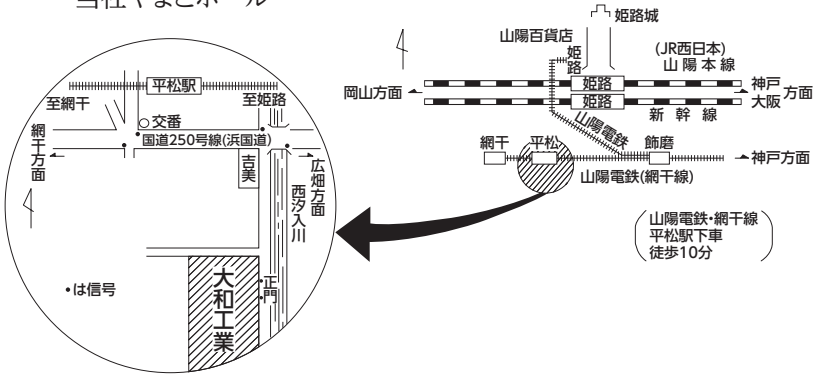
9．近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内略図

兵庫県姫路市大津区吉美380番地
当社やまとホール



この用紙は再生紙を使用しております。